

令和 2 年 2 月 21 日 町民窓口課

住民票の写し・印鑑登録証明書のコンビニエンスストア等 での交付サービスを開始します

3月1日（日曜日）から、マイナンバーカード（個人番号カード）を使って、コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機から、住民票の写しと印鑑登録証明書を取得できる「コンビニ交付サービス」を開始します。

○利用可能時間

午前 6 時 30 分から午後 11 時

（12月29日から1月3日・システム休止日を除く）

※店舗の営業時間により利用可能な時間が異なります。

○利用可能な店舗

マルチコピー機を設置している全国のコンビニエンスストア等（セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオンリテールほか）

○利用できる方

寒川町に住民登録があり、有効なマイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が搭載されたもの）をお持ちの方

○取得できる証明書

「住民票の写し」 ・ 本人及び同一世帯員のものに限りします。

・ 現在の住民票の写しに限りします。

（除票等は取得できません）

「印鑑登録証明書」 ・ 登録者本人のものに限りします。

○手数料

1 通につき 300 円 ※町役場での交付手数料と同額

○証明書について

・ 町役場窓口で交付するものと、用紙・様式が異なりますが、証明書には偽造や改ざんを防止する技術が施されています。

・ 交付後の返金、返品、交換はできませんので、ご注意ください。

○注意事項

- ・利用にはマイナンバーカード（顔写真入りのプラスチック製のカード）が必要です。
- ・マイナンバーカード申請時に「利用者証明用電子証明書」を不要とした方（を塗りつぶして申請した方）は利用できません。
- ・転出手続きをされた方、住民票の支援措置申出をしている方は利用できません。
- ・暗証番号を3回間違えると利用できなくなり、役場で再設定が必要になります。
- ・マルチコピー機での操作中はその場を離れず、取得した証明書の取り忘れにご注意ください。

○マイナンバーカードの受け取り窓口を日曜日に開設します。

マイナンバーカードの受け取りは、特別な理由がない限り本人の来庁が必要です。平日に都合がつかない方は、ぜひご利用ください。

<日時> 令和2年3月15日（日曜日） 午前8時30分から正午

<取り扱い業務> マイナンバーカードの受け取り、各種証明書の発行、
印鑑登録、戸籍届け出

※住所の異動手続きはできません。

問い合わせ先
町民部町民窓口課 課長 芹澤 るみ子 ☎0467(74)1111 内線 170